

# 太宰府市議会 B C P（業務継続計画）

令和2年3月13日

太宰府市議会

## 目 次

1. 業務継続計画の必要性と目的	3
2. 災害時の市との関係	4
3. 災害時の議会、議員 及び 議会事務局の役割	5
(1) 議会の役割	
(2) 議員の役割	
(3) 議会事務局の役割	
4. 想定する災害	6
5. 議会の体制	7
(1) 太宰府市議会災害対策会議	
(2) 災害対策会議の体制	
(3) 一次体制（準備協議会の設置）	
(4) 二次体制（運営協議会の設置）	
(5) 三次体制（全体会議の設置）	
(6) 運営方法	
(7) 職務の代理	
6. 議員の基本的な行動内容と行動基準	10
(1) 議員の基本的な行動内容	
(2) 発生時期に応じた行動基準	
7. 事務局職員の非常時優先業務と行動基準	11
(1) 事務局職員の非常時優先業務	
(2) 発生時期に応じた行動基準	
(3) 議員・事務局職員の安否確認	
8. 情報収集と伝達	13
9. 業務継続計画行動フロー	14

10. 環境整備	16
(1) 通信環境	
(2) 議場等の代替施設	
11. 平常時の議会の取り組み	17
太宰府市議会防災会議	
12. 計画の運用	18
議会BCPの点検及び見直し	

**【用語の解説】**

- ・太宰府市議会災害対策会議 → 以下、「災害対策会議」という。
- ・太宰府市災害対策本部 → 以下、「市対策本部」という。

資 料

1. 太宰府市議会災害対策対応指針
2. 太宰府市議会災害対策会議要綱

## 1. 業務継続計画の必要性と目的

2011年3月11日の東日本大震災以降、震災前には関心の薄かった業務継続計画を策定する自治体が増えている。また、この時、深刻な被災状況下で多くの専決処分がおこなわれ、議場の確保もままならなかったなど、議会がその基本的な機能を果たせなかった反省が広く共有されている。議会もまた、災害時の議会のありかた、議員の動き方をあらかじめ定めておき、議会機能を早期に回復し維持できるようにしておく必要がある。

太宰府市の場合、2003年7月に梅雨前線の活発化に伴い、1時間に99mmの降水量を観測するなど、記録的な集中豪雨にみまわれ、多数の土砂災害発生により大きな被害となった経験をもつ。

また、本市域には警固断層、宇美断層という二本の活断層が走り、地震のリスクも高く、いつ大規模な地震が本市を襲ったとしても不思議ではない。

このようなことから、太宰府市議会では、災害発生状況下でも議決機関として適切・迅速な意思決定を行い、住民代表機関として多様な市民ニーズに対応できる体制を平素から整えておく必要を認め、ここに太宰府市議会業務継続計画（Business Continuity Plan 以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

## 2. 災害時の市との関係

災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的にあたるのは防災安全課をはじめとする行政の関係課であり、議会は主体的な役割を果たすわけではない。議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することを踏まえ、特に災害初期においては、市では職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態であることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮が必要である。

一方で、議会が自らの役割である監視牽制機能と審議・議決機能を適切に実行するには、正確な情報を早期に収集しチェックを行うことが必要である。そのため議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え災害対応に当たる必要がある。

### 3. 災害時の議会、議員 及び 議会事務局の役割

#### (1) 議会の役割

議会は、議事・議決機関として、予算、条例及び重要な契約などの案件を審査・決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映するなど重要な役割を担っており、このことは平常時、非常時を問わない。すなわち、議会は、大規模災害が発生した非常時においても、機能停止することなく、定足数に足る有効な議決ができる会議を開催する中で、この機能を維持しなければならないのである。 そのために様々な災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えなければならない。加えて復旧・復興において、住民を代表する機関として大きな責務と役割を担うものである。

#### (2) 議員の役割

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。しかし、議員は災害時にあっては、特にその初期を中心に議会の機能とは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のため、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割が求められることも事実である。

議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識する中で、地域活動などに従事する役割を担うものである。

#### (3) 議会事務局の役割

議会事務局は、通常業務に優先して速やかな災害対応の業務に当たるものとする。

#### 4. 想定する災害

議会 BCP の対象とする災害は、次のとおりとする。これは災害時において議会が果たすべき役割や行動については、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることから、市において地域防災計画に基づく災害対策本部、国民保護計画に基づく緊急事態連絡本部や市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置される災害基準を概ね準用するものである。

災害種別	市内の災害内容
地震	・震度 5 弱以上の地震が発生したとき
風水害	・台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的又は広範囲な災害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの
その他	・自然災害の他、大規模火災などの大規模な事故、原子力災害、新型インフルエンザなどの感染症、大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの

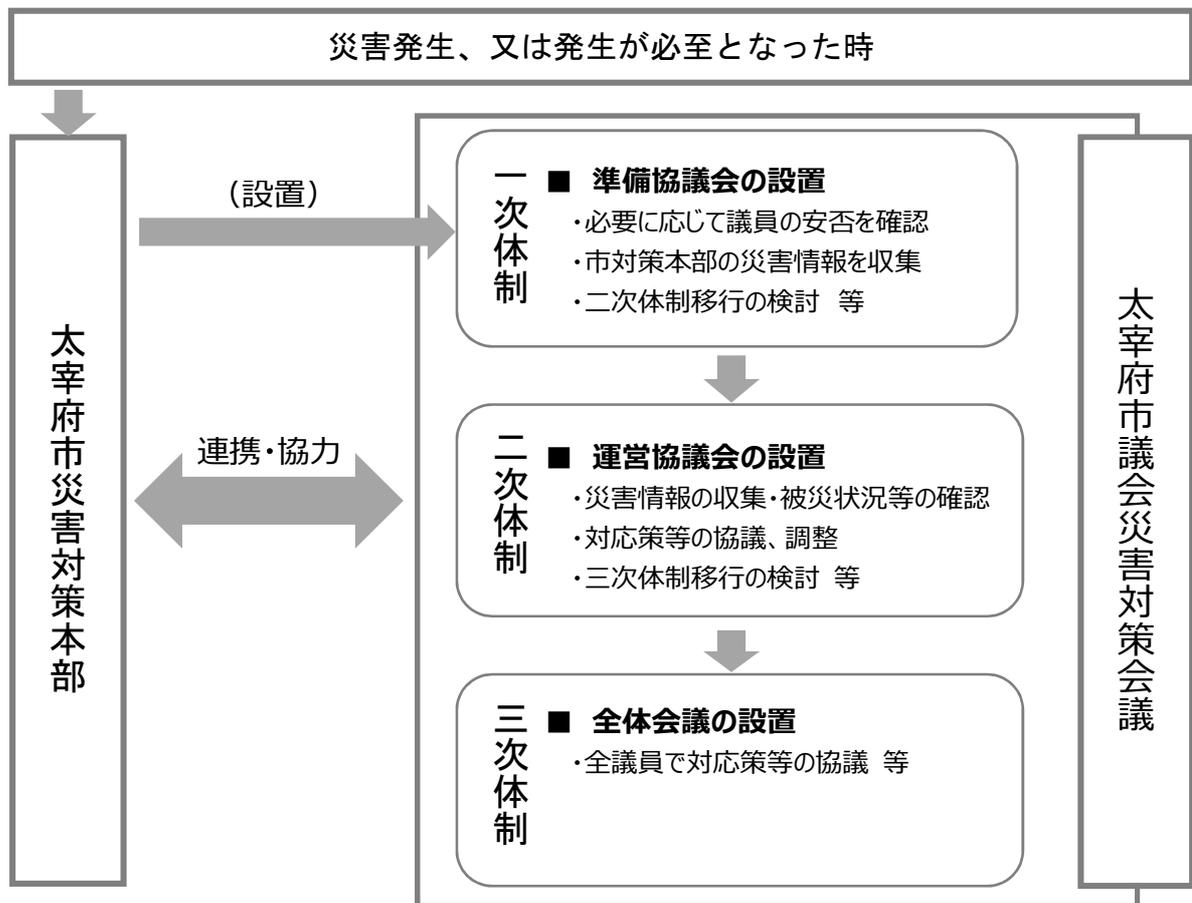
## 5. 議会の体制

### (1) 太宰府市議会災害対策会議

大規模な災害等が発生した非常時又は発生するおそれがある時、議会がその機能維持を図りながら業務を継続するために、「太宰府市議会災害対策会議」として、状況に応じて一次から三次体制を整備・構築し、明確な基準のもとに組織的に行動する。

項目	内容
組織の名称	太宰府市議会災害対策会議
目的	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある時、情報収集を行うとともに、迅速かつ的確に応急対策、復旧及び復興対策を検討し、市長に対し提言を行う。
設置場所	議会事務局
設置の時期	市対策本部の設置に伴い、一次体制（準備協議会）を設置する。
設置の終期	災害発生時の応急対策から復旧、復興体制へ移行し、常任委員会等にその職務を引き継ぐことが適当と認められる場合、災害対策会議に諮り、これを解散する。
位置付け	太宰府市議会内に設置する会議とする。 太宰府市議会災害対策会議は、太宰府市災害対策本部と連携する。

### (2) 災害対策会議の体制



### (3) 一次体制（準備協議会の設置）

市対策本部が設置されたときは、速やかに準備協議会を設置する。

議長、副議長は、市対策本部からの災害情報の収集・整理を行い、議員間の情報の共有化を図るとともに、上位体制（二次または三次体制）の設置の可否を検討する。

議会事務局の職員（以下「事務局職員」という。）は、この計画に基づく災害等への対応業務（以下「非常時優先業務」という。本計画の目次 7 の（1）を参照。）に当たるものとする。

また、状況に応じて、議員及び事務局職員の安否確認を行う。

### (4) 二次体制（運営協議会の設置）

議長は、災害時の状況変化、市対策本部の対応状況から、一次体制ではこの計画に定める役割を果たせないと判断したときは二次体制に移行し、運営協議会を設置する。

構成員	役 職	主な任務
議 長	議 長	運営協議会を設置し、会議の事務を統括する
副議長	副議長	議長を補佐し、議長が欠けた場合は、その職務を代理する。
各会派代表者	運営委員	議長の指示のもと、次の任務にあたる。 ① 災害対策会議の運営に関すること ② 本会議、委員会の開催に関すること ③ 本会議、委員会の協議事項に関すること ④ 災害情報の収集に関すること ⑤ 市対策本部との連携に関すること ⑥ その他、災害対応に必要と考えられること

### (5) 三次体制（全体会議の設置）

議長は、災害等の状況変化、市対策本部の対応状況から、全議員による協議が必要であると判断したときは三次体制に移行し、全体会議を設置する。

構成員	役 職	主な任務
議 長	議 長	全体会議を設置し、会議の事務を統括する
副議長	副議長	議長を補佐し、議長が欠けた場合は、その職務を代理する。
全議員	運営委員	次の事項について、全議員で協議する。 ① 災害対策会議の運営に関すること ② 本会議、委員会の開催に関すること ③ 本会議、委員会の協議事項に関すること ④ その他、災害対応に必要と考えられること

(6) 運営方法

会議の運営方法は、議員が参集して行う会議のほか、通信機器等を活用して行う。

なお、事務局職員は、会議運営のサポートを行う。

体制	想定参集場所	要参集の判断	参集者
一次体制（準備協議会）	正副議長室	議長	議長・副議長
二次体制（運営協議会）	第1委員会室	議長・副議長	議長・副議長・会派代表者
三次体制（全体会議）	全員協議会室	運営協議会	全議員

(7) 職務の代理

① 議長、副議長に事故等があるときは、次に定める順序により職務を代理する。

第一順位： 議会運営委員会 委員長

第二順位： 議会運営委員会 副委員長

第三順位： 各会議を構成する議員の互選により選出する

② 会派の代表に事故等があるときは、当該会派の議員が職務を代理する。

## 6. 議員の基本的な行動内容と行動基準

### (1) 議員の基本的な行動内容

- ① 災害対策会議からの参集指示があるまでは、地域の一員として支援活動や災害情報等の収集に当たる。
- ② 災害対策会議の参集要請に速やかな対応ができるよう、連絡体制を常時確保しておく。
- ③ 災害対策会議の委員は、災害対策会議が設置された場合は上記に関わらず同会議の任務に専念する。
- ④ 市対策本部を初めとする執行機関への問い合わせ、情報提供、要望等を議員が個々に行えば、執行機関の迅速な災害対応に支障を来すおそれがあるため、必ず災害対策会議を経て行う。

### (2) 発生時期に応じた行動基準

#### ① 災害が会議中に発生した場合

会議の長は、直ちに会議を閉じ、事務局職員に対し、議員、傍聴者を初めとする議会来訪者の避難誘導等を指示する。

議員は、自身の安全確保を行った上で、議会内に被災者がいる場合には、その救出・支援を行う。次に、自身の家族等の安否を確認するとともに、今後の対応の指示があるまで議会に待機する。

#### ② 災害が会議中以外に発生した場合（議員が市内にいる場合）

議員は、自身と家族等の安全を確保し、周辺地域に被災者がいるときには、その救出・支援を行う。また、自身と家族等の安否を議会事務局に報告し、常に連絡が取れる体制を確保した上で、地域での支援活動や災害情報の収集に当たる。

災害対策会議の委員は、議会の災害等に関する体制が二次体制または三次体制に移行した場合は、原則として当該会議の任務に専念する。

#### ③ 災害が会議中以外に発生した場合（議員が市内にいない場合）

議員は、自身と家族等の安否を確認し、その結果を議会事務局に報告するとともに、常に連絡が取れる体制を確保する。その上で、速やかに市内に戻り、地域での支援活動や災害情報の収集に当たる。

災害対策会議の委員は、議会の災害等に関する体制が二次体制または三次体制に移行した場合は、原則として当該会議の任務に専念する。

## 7. 事務局職員の非常時優先業務と行動基準

### (1) 事務局職員の非常時優先業務

- ① 議会来訪者の避難誘導、被災者の救出・支援
- ② 事務局職員の安否確認
- ③ 議会事務局の被災状況の確認、執務場所の確保
- ④ 議会事務局の電話、パソコンなどの情報端末機器の稼働状況確認
- ⑤ 議員の安否確認
- ⑥ 議会の体制整備に関わる事務（一次体制、二次体制、三次体制）
- ⑦ 市対策本部等との連絡体制の確保
- ⑧ 情報の収集・整理と、議員への情報発信
- ⑨ 議場、委員会室などの建物の被災状況の確認と、会議場所の確保
- ⑩ 報道対応など

### (2) 発生時期に応じた行動基準

- ① 災害が所定勤務時間（8時30分～17時00分）内に発生した場合

#### (ア) 本会議または委員会の開催中

会議の長の指示により、先ず議員及び傍聴者を初めとする来訪者の避難誘導を行い、速やかに議員並びに事務局職員の安否確認を行った後、その他の非常時優先業務に当たる。

#### (イ) 休会または閉会中

事務局長の指示により、登庁している議員並びに事務局職員の安否確認を行い、その他の議員の安否確認を行った後、その他の非常時優先業務に当たる。

- ② 災害が所定時間外に発生した場合

事務局職員は、自身と家族等の安全確保を行った後、速やかに議会事務局へ参集し、非常時優先業務に当たる。

### (3) 議員・事務局職員の安否確認

- ① 安否確認方法

#### (ア) 情報通信端末が使用できる場合

議会事務局は、SNS等により安否確認を行い、議員及び事務局職員は、速やかに自身の安否状況を報告する。

#### (イ) 情報通信端末が使用できない場合

情報通信機器が全て使用不能になることを想定し、災害用伝言ダイヤル（171）等の代替方法を検討する。

② 安否情報の集計・整理

議会事務局は、収集した安否情報等を集計・整理する。

返信が無い場合は、引き続き安否確認を継続する。

③ 安否情報以外の確認事項について

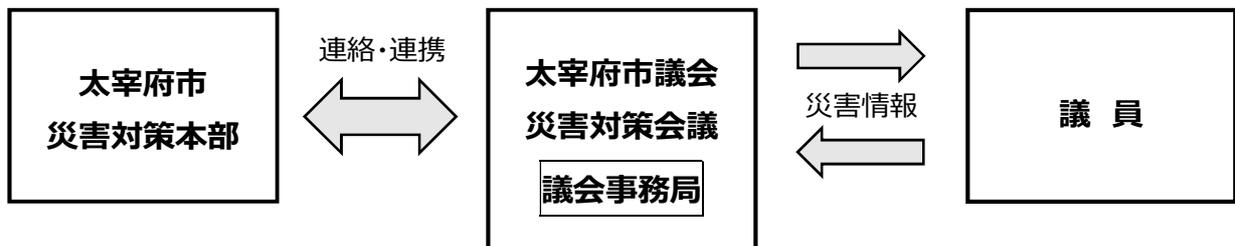
安否を確認した後、速やかに次の内容の確認を行う。

- 家族の安否状況
- 議員・事務局職員の所在地
- 議員・事務局職員の参集の可否と参集が可能な時期

## 8. 情報収集と伝達

議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、地域の災害情報を的確に把握することが前提となる。災害情報は、市対策本部に集積されることから、同本部を通して情報を得ることが効率的である。

一方で、より地域の実情に詳しい議員には、地域から詳細な災害情報が寄せられることも事実であり、議員の獲得する情報は非常に有益で、市の災害情報を的確に把握し災害対応に当たるためには、それぞれの情報を共有することが大切である。そのためには、市対策本部と災害対策会議において、組織的な連絡・連携体制を確立しておくことが重要であるため、原則として下図のように定める。



※議員からの市対策本部への情報提供・収集などは、同本部が出来る限り災害対応に専念できるよう、必ず災害対策会議を窓口として行うものとする。

## 9. 業務継続計画行動フロー

◎正・副議長 ○会派代表 ●その他議員

時期	議会事務局職員	市議会災害対策会議	議員
<p>【初動期】</p> <p>・風水害のおそれがある場合 ・災害発生直後 ・震度5弱以上の地震発生</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">24時間</p>	<p>・自身と家族の安全を確認・確保</p> <p>・事務局職員は全員、議会事務局へ参集</p> <p>・「非常時優先業務」に当たる     ▶本文中7.(1)を参照</p> <p>・準備協議会の運営</p> <p>・下記「事務局共通業務」の実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 災害対策会議の情報を市対策本部へ提供 ② 市対策本部の情報を災害対策会議へ報告</p> </div>	<div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; text-align: center;"> <p>一次体制（準備協議会）の設置</p> </div> <p>対象者：◎</p> <p>・状況に応じて議員及び事務局職員の安否確認</p> <p>・下記「災害対策会議共通業務」の実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 情報を収集し、市本部へ提供（事務局長経由） ② 市対策本部の情報を議員へ提供</p> </div>	<p>対象者：○・●</p> <p>・自身と家族の安全を確認・確保</p> <p>・議会事務局の求めに応じて安否報告</p> <p>・下記「議員共通業務」の実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 地域活動に協力 ② 情報収集し災害対策会議へ報告 ③ 災害対策会議からの指示に即応できる体制の確保</p> </div>
<p>(2日目) 24時間</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">48時間</p>	<p>・準備協議会の運営</p> <p>・「事務局共通業務」の実施</p>	<p>対象者：◎</p> <p>・議員の安否情報の整理・確認</p> <p>・「対策会議共通業務」の実施</p> <p>・情報を収集し、運営協議会移行への検討</p>	<p>対象者：○・●</p> <p>・「議員共通業務」の実施</p>
<p>(3日目) 48時間</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">72時間</p>	<p>・準備協議会の運営</p> <p>・「事務局共通業務」の実施</p>	<p>対象者：◎</p> <p>・議会運営事項の協議</p> <p>・「対策会議共通業務」の実施</p> <p>・情報を収集し、運営協議会移行への検討</p>	<p>対象者：○・●</p> <p>・「議員共通業務」の実施</p>

時 期	議会事務局職員	市議会災害対策会議	議員
<p>【中 期】</p> <p>(4日目) 7 2 時間</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>7 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営協議会の運営</li> <li>・議会再開に向けた準備</li> <li>・「事務局共通業務」の実施</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>二次体制（運営協議会）の設置</b></p> <p>対象者：◎・○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営の再開準備 (開催場所、会期、運営方法等の協議)</li> <li>・災害初動対応の進捗状況の確認</li> <li>・「災害対策会議共通業務」の実施</li> <li>・情報を収集し、全員会議移行への検討</li> </ul>	<p>対象者：●</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「議員共通業務」の実施</li> </ul>
<p>【後 期】</p> <p>8 日</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>1 か月程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員会議の運営</li> <li>・議会運営委員会の開催準備</li> <li>・本会議、委員会の開催準備</li> <li>・通常業務に移行</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>三次体制（全員会議）の設置</b></p> <p>対象者：◎・○・●</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議、委員会の開催準備</li> <li>・復旧状況の確認（議会連絡会等の開催）</li> <li>・市長に対する提言及び国、県、関係団体等への要望活動。</li> <li>・災害対策会議の解散</li> </ul>	

◎正・副議長 ○会派代表 ●その他議員

## 10. 環境整備

### (1) 通信環境

災害時の連絡方法は、原則として以下の方法で行うものとする。

しかしながら、災害発生時の利用の集中による通信の途絶や、設備・危機のトラブルによる通信障害の発生等、通信環境が悪化する可能性が高いため、複数の連絡方法・連絡先を準備し、議員と議会事務局が互いに確認しておくものとする。

#### 議会 BCP における通信方法

- SNS
- 固定電話
- FAX
- 携帯電話
- メール

### (2) 議場等の代替施設

大規模な地震においては、市役所庁舎の全部又は一部に被害が発生するとともに、設備機能が停止する恐れが高い。そのため、庁舎が使用できなくなることを想定して、新耐震基準を満たす施設・場所を代替施設候補としてあらかじめ協議しておくものとする。

## 11. 平常時の議会の取り組み

### 太宰府市議会防災会議

項 目	内 容	
組織の名称	太宰府市議会防災会議	
目 的	大規模な災害に備えて、平常時から災害発生時の対応や課題を確認することにより、議会・議員の防災意識の向上と災害時対応の習熟を図るため、議員の自発的な活動の場として太宰府市議会防災会議を設置する。	
設置の時期	常設の機関とする。	
設置の終期	太宰府市災害対策会議が設置されたときに、同会議に移行する。	
位 置 付 け	太宰府市議会内に設置する会議とする。	
役割・職務	① 「太宰府市議会 BCP」を基本として、訓練や研修等を行う。(1回/年) ② 安否確認及び情報伝達訓練を行う。(2回/年) ③ 市内の災害危険箇所等について、議会内の情報共有化を図る。 ④ 議長は、市災害警戒本部等の情報に関して、議員との情報共有を図る。 ⑤ 「太宰府市議会 BCP」の点検、見直しを行う。	
組 織	議員全員をもって組織する	
	議 長	会議を総括する
	副議長	議長を補佐する

## 12. 計画の運用

### 議会 B C P の点検及び見直し

実際の災害等への対応や防災訓練等により得られた情報や、新たに認められた計画の課題や問題点については、適宜是正・改善を行い、この計画をより実践的なものとしていくことが必要不可欠である。

よって、議会 B C P は、「太宰府市議会防災会議」において、継続的に計画内容を点検するものとし、必要に応じて見直しを行う。